

## 頻発する豪雨災害等に関し、抜本的な対策を求める 緊急要望

京都府においては、6月の大阪府北部地震、平成30年7月豪雨に続き、8月の台風第20号、9月の台風第21号及び第24号など、立て続けに自然災害に見舞われ、インフラ・農林水産業・中小企業や文化財など様々な分野で甚大な被害が発生しました。

これらの被害に対して、京都府では、被災市町村及び関係機関との連携の下、被災者の生活再建や被害の復旧に向けて全力で取り組んでおりますが、自然災害の発生規模や頻度が、これまでとは明らかに異なってきており、従来の方針では府民の安全・安心を確保することが困難となっております。

折しも、10月2日に発足した第四次安倍改造内閣においては、「防災・減災、国土強靱化のための緊急対策を、3年間で集中的に実施する」との基本方針が定められたところです。

つきましては、政府におかれては、以下の要望項目について、格別の御理解と御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

これまでの対策を抜本的に見直し、二度と同じような被害を繰り返さないよう、農山漁村の整備や農林水産業者の生活再建に集中的に取り組んでいただきたい。

## ■ 災害からの早期復旧

### 災害復旧事業の早期採択等

9月の大雨により山地崩壊した亀岡市の林地や、法面が崩壊した南丹市のため池等の一連の災害等による被災施設の**災害復旧事業について、早期採択**をいただくとともに、**補正予算により必要な財源を十分確保**いただきたい。

また、被災施設等の早期復旧のため、**災害査定をできる限り速やかに実施**していただきたい。

さらに、災害復旧事業に係る一連の作業である、**災害査定に向けた測量・調査及び設計に係る費用の全額を、災害復旧事業査定設計委託補助において支援**いただきたい。

### 倒木等の伐採・搬出等への支援

台風第21号では、京都市京北地区など広い範囲で甚大な倒木被害が発生しており、流木等による二次災害が懸念される所。

については、**溪流沿いなどの倒木等の被害木を緊急的かつ機動的に伐採・搬出する補助制度を創設**するとともに、**補正予算により必要な財源を確保**いただきたい。

### 被災農林漁業者への経営再開支援

9月28日に公表された「北海道胆振東部地震及び台風21号による農林水産関係被害への支援対策について」（農林水産省、環境省、総務省）に基づく**支援を迅速に実施**していただきたい。

特に、台風第21号の暴風では、京都市、宇治市、八幡市、久御山町、亀岡市、南丹市など府内の広い範囲で、少なくとも2,000棟以上のパイプハウスに被害が生じており、これら早期復旧のため、「**経営体育成支援事業**」の**補正予算を十分に確保し、京都府内の事業を確実に採択**いただきたい。

また、台風第21号被害を受けた、現在補助が受けられない伊根町の定置網や、城陽市の鶏舎等の復旧について、**補正予算等による補助制度の創設などにより支援**を講じられたい。

### 園芸施設共済の加入促進等

台風 21 号をはじめ一連の災害で、2,000 棟以上の園芸用パイプハウスが被害を受けており、それらの復旧には大きな費用負担が必要となっている。

このような状況の中、本来、園芸施設共済による負担軽減が図られるが、掛金負担も大きく、共済加入を見送る農業者も多い。

については、頻発する災害に農業者が自ら備えるための環境整備として、共済加入する園芸施設の棟数の増加に応じて掛金が割り引かれるなど、**園芸施設共済の加入を促進させる制度を創設**いただきたい。

あわせて、パイプハウスの被害軽減を図るために、**災害に強いパイプ構造やビニール素材などの開発を促進**いただきたい。

## ■ 防災対策の推進

### 農山漁村の防災・減災対策の支援強化

大規模地震や近年多発する集中豪雨等による被災を未然に防止し、農山漁村の持続的発展や府民の生命・財産を守るため、ため池等の工事・整備、治山対策、海岸整備等の**農山漁村地域における防災減災対策**について、**補正予算により必要な財源を十分確保**いただきたい。

#### 【京都府の担当部局】

農林水産部	農村振興課	075-414-5053
農林水産部	経営支援・担い手育成課	075-414-4908
農林水産部	農産課	075-414-4961
農林水産部	畜産課	075-414-4983
農林水産部	水産課	075-414-4992
農林水産部	林務課	075-414-5006
農林水産部	森づくり推進課	075-414-5028